

## 長野県学生科学賞作品展覧会作品募集要項

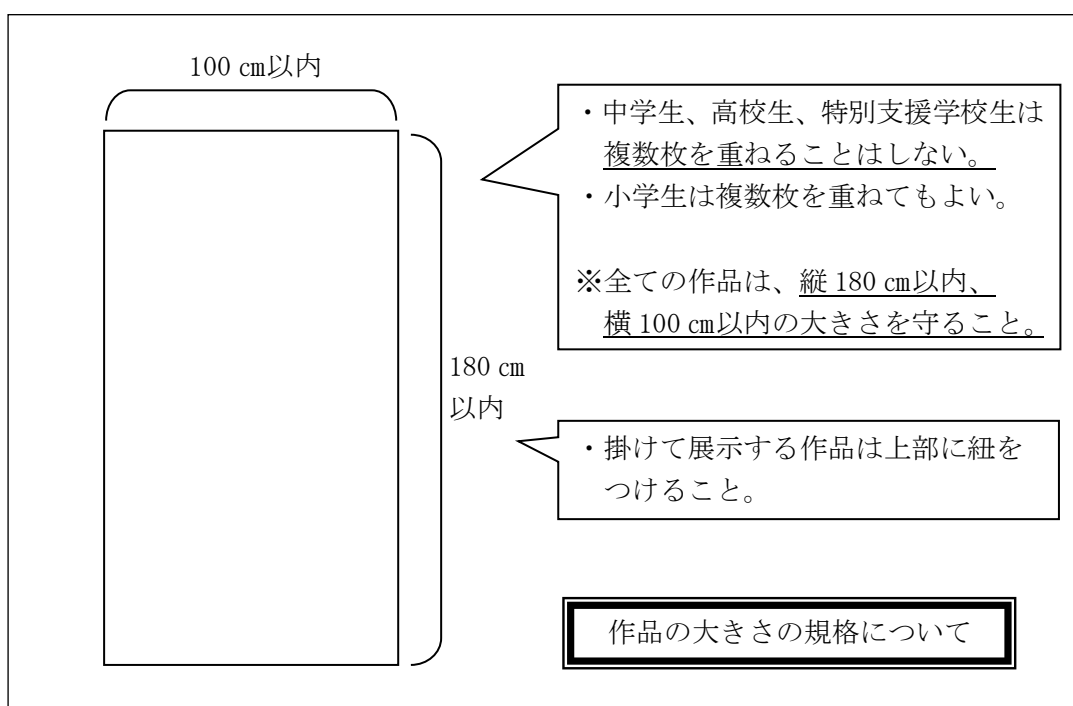
### 1 作品の内容

- (1) 応募作品は、県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒の理科学習に基礎を置く研究記録、製作品及び図表並びに科学技術に関する研究作品とする。ただし、単なる模倣的工作品や模型等を除く。
- (2) 応募作品は、科学的で、創意に富んだものであることが望ましく、この趣旨に沿うものであれば、未成品や継続的な研究の中間発表及び昨年度の作品でも差し支えない。ただし、未応募作品に限る。

以後、小学校（生）とは、国公立・私立小学校、義務教育学校前期課程  
中学校（生）とは、国公立・私立中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程  
高等学校（生）とは、国公立・私立高等学校、中等教育学校後期課程 とする。

### 2 作品の規格等

- (1) 小学生・中学生・高校生・特別支援学校生とも、縦の長さは180 cm以内、横の長さは100 cm以内とする。また、中学生、高校生及び特別支援学校生は、複数枚を重ねて上部を綴じることせず、1枚で掲示できるようにする。【厳守】  
（規格外の作品は審査の対象としません。）
- (2) 応募作品の重さは原則として制限しない。  
継続研究や大量の資料がある場合等は、別冊の野帳にまとめるなどの工夫（模造紙を写真に収めA4サイズに印刷してファイルする等）をする。
- (3) 展示用パネルに掛けて展示する作品は、展示フックに掛けることのできる紐を必ず作品に取り付けること。
- (4) 破損又は腐敗のおそれのある物、危険物、生き物、大きなパネル等、輸送や保管、その他取扱いの困難なものは出品できない。（写真で出品する等の工夫をする。写真出品により不利な審査となることはない。）



### 3 応募先及び出品作品の選定

- (1) 小学校、中学校にあつては、各郡市教育会が定める募集期間に、各郡市教育会に応募する。各郡市教育会では、応募された作品を審査し、郡市を代表すると認めた作品を小学校、中学校別に各3点以内選定し、これを県学生科学賞作品展覧会出品作品とする。ただし、小学校、中学校、義務教育学校の数が合計30校を超える郡市教育会にあつては各4点まで、40校を超える郡市教育会にあつては各5点までとする。
- (2) 高等学校、特別支援学校にあつては、作品の応募期間に県教育委員会へ直接応募する。応募作品は、県教育委員会が委嘱した審査委員による1次審査会を実施した後、県学生科学賞作品展覧会出品作品とする。

### 4 出品手続

- (1) 応募は、指定の「応募フォーム」に入力し、作品のデータを添付して9月12日(月)までに送信する。これを出品目録とする。入力された内容は、賞状や報告書等に用いるので、間違えのないように注意する。原則、小・中学生の作品においては各郡市の担当者、高校生の作品においては、各学校の代表者が入力する。(作品のデータはjpgまたはpdfの形式で添付。(添付ファイルのサイズ上限は約100MB、添付ファイル数の上限は10)) ※詳細は、応募方法を参照のこと
- (2) 出品票(様式第Ⅰ号)は、小・中学校、義務教育学校にあつては各郡市教育会で、高等学校、特別支援学校にあつては各学校で、添付した電子ファイルで作成し、1部印刷して作品に貼り付ける。9月21日(水)～9月28日(水)の期間に小諸市立東小学校へ送付または搬入する。(期限厳守)
- (3) 連絡票(様式第Ⅱ号)は、小・中学校、義務教育学校にあつては各郡市教育会で、高等学校、特別支援学校にあつては各学校で、7月1日(金)必着で県教育委員会事務局学びの改革支援課義務教育指導係のアドレスへ、メールにて送付する。

### 5 出品票・出品目録と作品の送り先

- (1) 連絡票(様式第Ⅱ号)の送り先  
長野県教育委員会事務局 学びの改革支援課 kyogaku-gimu@pref.nagano.lg.jp  
・メールの表題は、「第66回科学作品展連絡票【郡市名等】」とする。  
・添付ファイル名には、郡市名または学校名を明記する。
- (2) 出品作品の送り先  
〒384-0055 小諸市大字柏木 526 (電話 0267-22-0659)  
小諸市立東小学校 長野県学生科学賞作品展覧会係 宛

### 6 連絡票、作品応募(応募フォーム)、出品作品(出品票貼付済)の受付期間

- (1) 連絡票(様式第Ⅱ号)の送付  
令和4年7月1日(金)まで
- (2) 応募フォームの送信(出品目録)  
令和4年9月12日(月)まで (これが応募締め切りとなるので注意)
- (3) 出品作品の送付または搬入(作品には出品票を貼り付ける)  
令和4年9月21日(水)～9月28日(水)までの午前9時から午後4時の間  
※ただし、休日を除く。

## 7 出品作品の輸送、保管及び返却

- (1) 出品作品の送り先までの輸送費及び到着までの一切の責任は、出品者が負う。
- (2) 受付後の保管については、主催者が行う。
- (3) 出品作品の返却は、荷造り運賃着払いの方法によるか、または、会場での引渡しによる。会場での引渡しは、展覧会最終日の午後3時頃行う。なお、返却の方法は、連絡票に記入して提出する。小学校、中学校及び義務教育学校にあつては、特別の事情のない限り一括してその郡市教育会宛てに返送する。

## 8 作品の審査及び賞

- (1) 出品作品は、県教育委員会が委嘱した審査委員による審査会において審査し、小学校、中学校、高等学校別に、優秀作品に対してそれぞれ次の賞を贈る。
  - 県知事賞
  - 県議会議長賞
  - 県教育委員会賞
  - 優良賞
- (2) (1)のほかに、奨励賞を数点贈る。(賞状等は、学校長あてに送付する)

## 9 中央審査への出品

8(1)により選定された小学校の優秀作品は、全国児童才能開発コンテスト科学部門中央審査に、中学校及び高等学校の優秀作品は、日本学生科学賞中央審査に出品することとする。なお、出品に係る輸送費は、出品者の負担とする。

※中央審査に出品する作品は、他のコンクールに重複して応募することはできませんので、ご注意ください。